

陸上貨物運送事業における労働災害発生状況等について

平塚労働基準監督署

平成28年における労働災害発生状況(都道府県別ワースト)

道路貨物運送業 (死亡91人 休業4日以上12,747人)		
----------------------------------	--	--

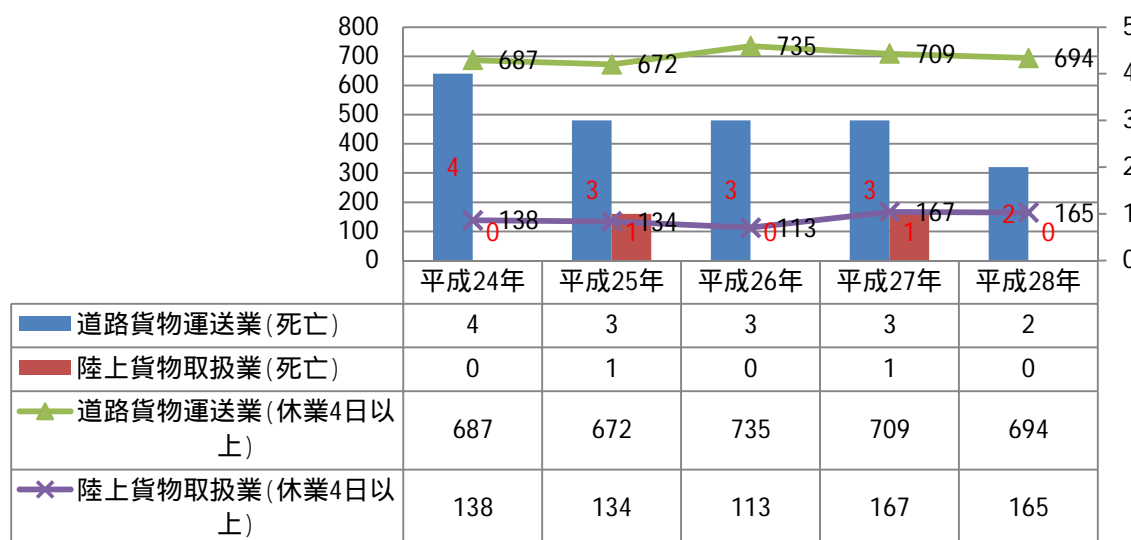
1	大阪	1,018人
2	埼玉	931人
3	東京	901人
4	愛知	754人
5	北海道	732人
6	神奈川	694人

陸上貨物取扱業 (死亡6人 休業4日以上1,230人)		
--------------------------------	--	--

1	千葉	167人
2	神奈川	165人
3	大阪	136人
4	埼玉	116人
5	愛知	94人

平成28年に発生した休業4日以上の労働災害件数を都道府県別にみると、神奈川県は道路貨物運送業では6番目、陸上貨物取扱業では2番目に多くなっています。

神奈川県下の陸上貨物運送事業における労働災害発生状況



過去5年間における神奈川県下で発生した死亡災害件数は、道路貨物運送業では毎年3件前後、陸上貨物取扱業では1件以下の発生となっています。(平成27年以降に県下で発生した死亡災害概要は下表の通り。)

また、休業4日以上の労働災害件数は、道路貨物運送業では平成26年に735件と大幅に増加し、平成27年から減少していますが、依然として高止まりしています。

陸上貨物取扱業では平成27年に大幅に増加しており、平成28年においても高止まりしています。

なお、全国的に陸上貨物運送事業における死亡災害の約80パーセントが「荷役5大災害」による事故の型で発生しています。(荷役5大災害については、後述参照。)

平成27年以降に神奈川県下で陸上貨物運送事業において発生した死亡災害

[平成28年発生]

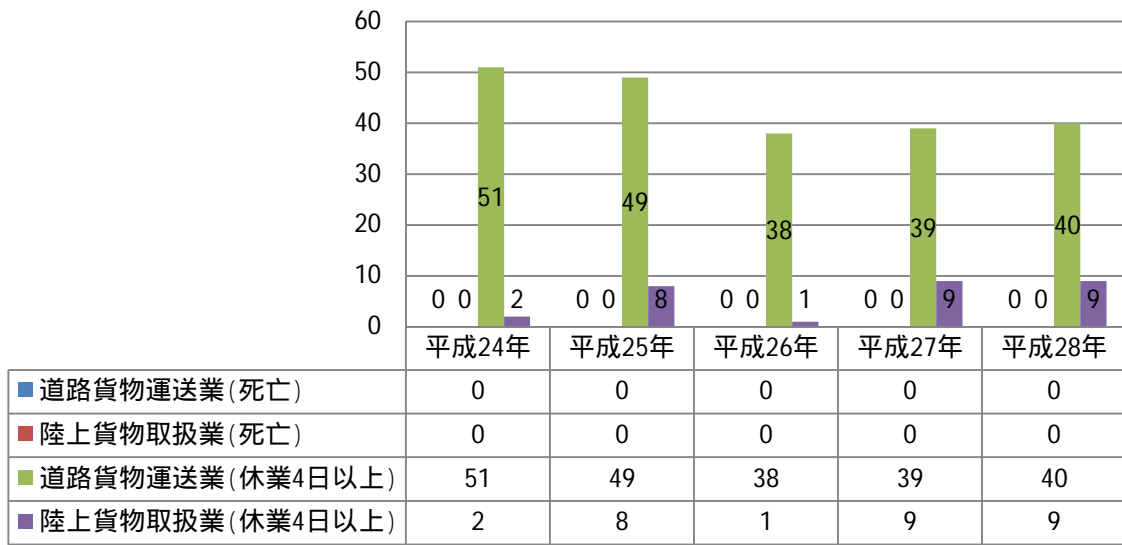
発生月 発生時刻	業種 事業場規模	起因物 事故の型	発生概要
※5月 14時頃	道路貨物運送業 30名～49名	玉掛用具 飛来、落下	被災者が木造建築工事現場に搬入した野地板(総重量600Kg)を現場敷地内に仮置きするため、別事業場の作業者が移動式クレーンで荷下ろし作業を行った際、荷が落下して被災者に激突した。
12月 5時頃	道路貨物運送業 50名～99名	トラック 交通事故(道路)	中型トラックに乗って商品の積込み先へ向かう途中、緩やかな左カーブを曲がりきれずに反対車線にはみ出し、対向車(大型トラック)と正面衝突した。

[平成27年発生]

発生月 発生時刻	業種 事業場規模	起因物 事故の型	発生概要
7月 15時頃	道路貨物運送業 1～9名	起因物なし その他	海上コンテナのトレーラーを運転して仕事現場に来ることになっていた被災者が現れないため探していたところ、東京都内で当該トレーラーの車内で死亡していたのを発見され、長時間労働による身体的負荷が持病に関与したとして労災認定されたもの。
10月 13時頃	道路貨物運送業 50名～99名	トラック 交通事故(道路)	大型タンクローリーでガソリン等を運搬中、高速道路のインターチェンジの料金所から太線に合流する穏やかな登り坂の左カーブで右側のガードレールに衝突して横転した。
※10月 14時頃	道路貨物運送業 10～29名	クレーン 激突	天井クレーンの操作者がトラックの荷台に自動車用金属製品を4段重ねで積み、被災者が荷台に上がって固縛作業をしていたところ、天井クレーンの操作者がクレーンを走行させ、クレーンの一部が積み終えた製品に激突したため最上段の製品が落下し、衝撃で被災者も荷台から墜落し死亡したもの。
※10月 13時頃	陸上貨物取扱業 10～29名	トラック はさまれ・ 巻き込まれ	コンテナトレーラーを後退させ作業台へ接続する作業を行う際、被災者がトレーラーと作業台にはさまれ死亡したもの。
※10月 4時頃	道路貨物運送業 30～49名	トラック はさまれ・ 巻き込まれ	配送終了後、トラック後方の観音扉を閉める際に、停車させていたトラックが動き出し近くに停車していたトレーラーの連結部分に衝突した。その際、トラックのドアが閉まり、降車あるいは乗車しようとしていた被災者がドアと運転席にはさまり死亡したものである。

・ 上欄の ※印太字 の表記は、荷主等の事業場構内・作業現場で発生した死亡災害です。

平塚署管内の陸上貨物運送事業における災害発生状況

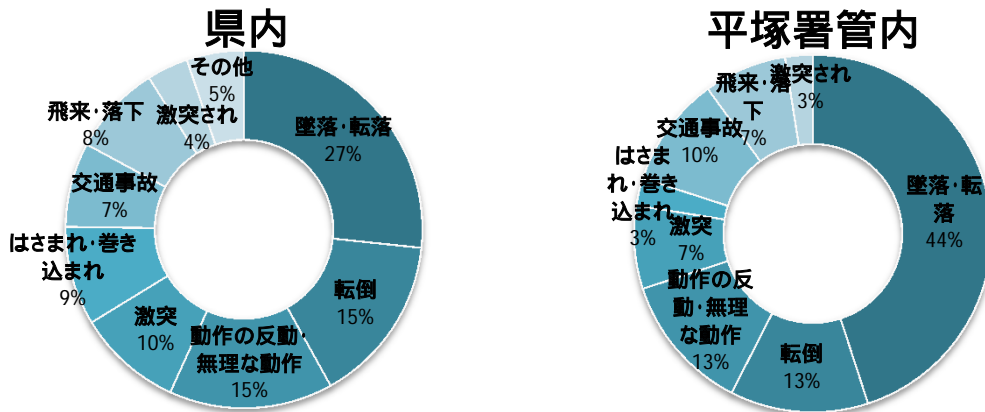


平塚署管内において、過去5年間に陸上貨物運送事業において死亡災害は発生していません。

休業4日以上の労働災害件数は、道路貨物運送業では平成25年に減少傾向を示しましたが、平成27年から再び増加しています。陸上貨物取扱業でも平成26年に1件まで減少しましたが平成27年から再び増加傾向を示しています。

以下に平成28年に陸上貨物運送事業で発生した労働災害分析結果を掲載します。

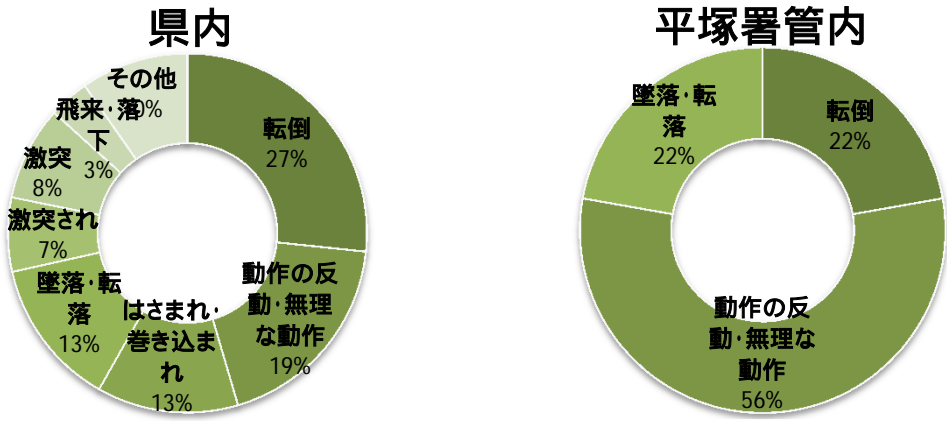
事故の型別災害発生状況(道路貨物運送業)



平成28年に道路貨物運送業において発生した休業4日以上の労働災害を事故の型別に分類すると、県内・平塚署管内のどちらにおいても「墜落・転落」の割合が最も多くなっています。

平塚署管内では、「墜落・転落」災害が4割強を占めており、内容を見ると、全18件中13件がトラック荷台からの「墜落・転落」となっています。

事故の型別災害発生状況(陸上貨物取扱業)

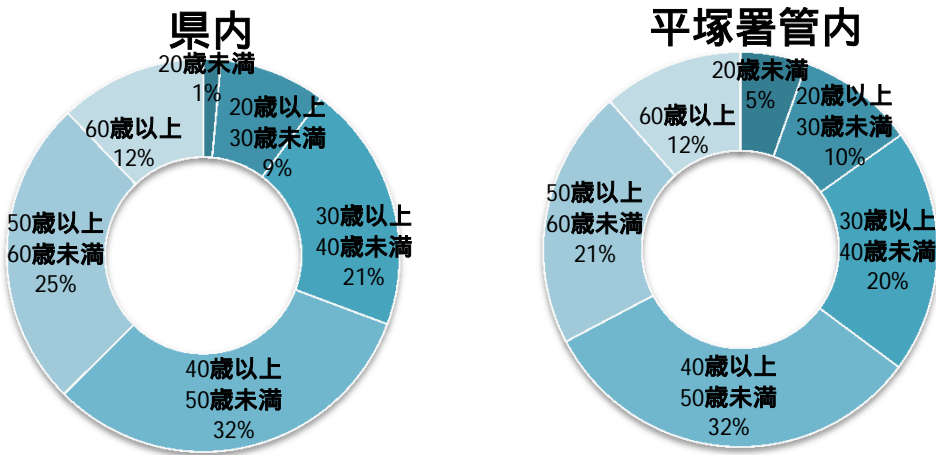


平成28年に陸上貨物取扱業において発生した休業4日以上¹の労働災害を事故の型別に分類すると、県内・平塚署管内のどちらにおいても「転倒」及び「動作の反動・無理な動作」の割合が多くなっています。

平塚署管内においては、特に「動作の反動・無理な動作」の割合が県内の状況より多くなっています。

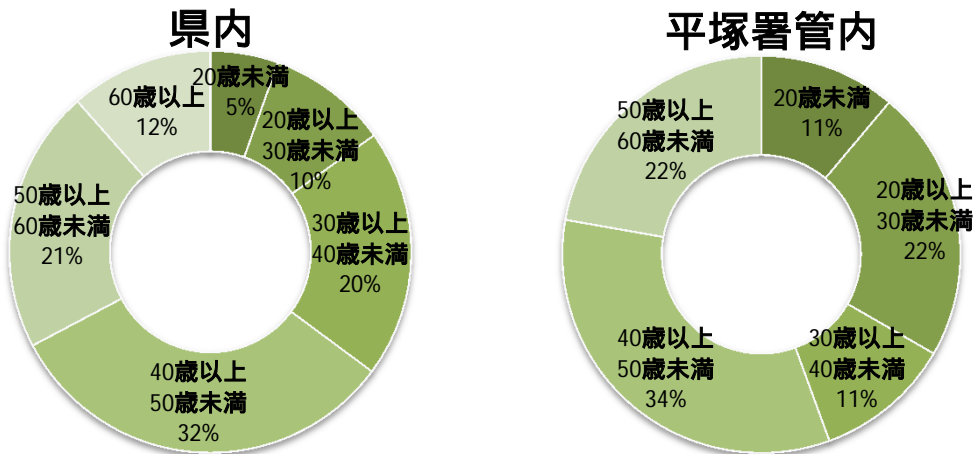
「動作の反動・無理な動作」の発生状況の多くは、重量物の荷を運搬している際や、継続して荷の取扱いを行っている際に腰や上肢を痛めたものとなっています。

年齢別災害発生状況(道路貨物運送業)



平成28年に道路貨物運送業において発生した休業4日以上¹の労働災害を被災者の年齢別に分類すると、県内・平塚署管内のどちらにおいても同じ傾向を示しており、「40歳以上」の割合が多く、約7割を占めています。

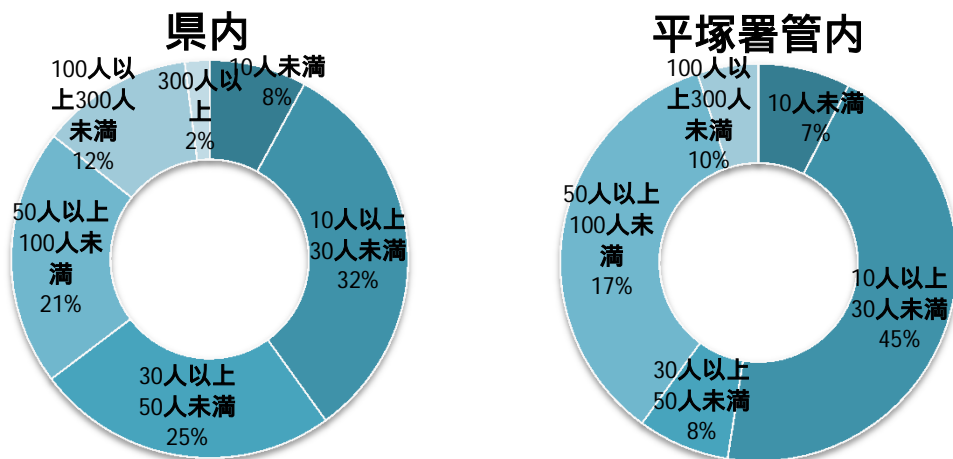
年齢別災害発生状況(陸上貨物取扱業)



平成28年に陸上貨物取扱業において発生した休業4日以上労働災害を被災者の年齢別に分類すると、県内・平塚署管内のどちらにおいても、「40歳以上60歳未満」で5割以上を占めています。

なお平塚署管内においては、県内の状況に比べ、40歳未満の割合も多くなっています。

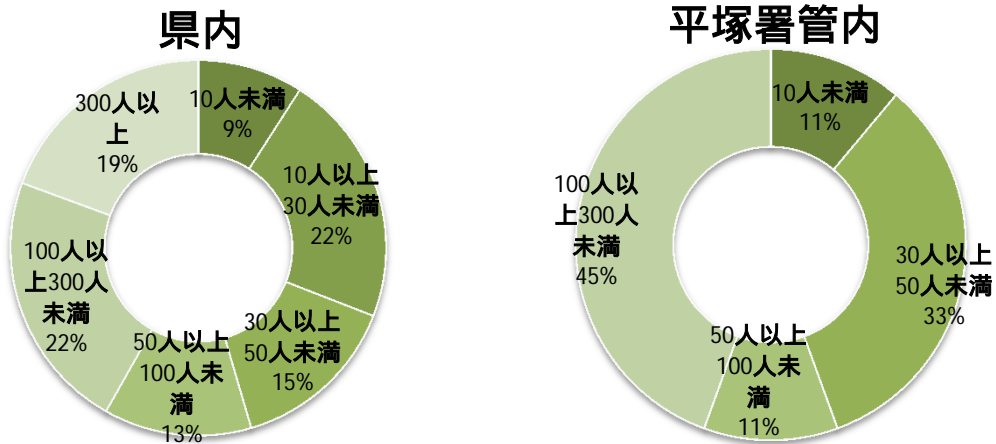
事業場規模別災害発生状況(道路貨物運送業)



平成28年に道路貨物運送業において発生した休業4日以上労働災害を事業場規模別に分類すると、県内・平塚署管内のどちらにおいても、「50人未満」の事業場で6割以上を占めています。

要因として、50人未満の事業場は、安全管理者の選任や安全衛生委員会開催などが法律上求められてないため、安全衛生管理活動が低調となる傾向があることが考えられます。

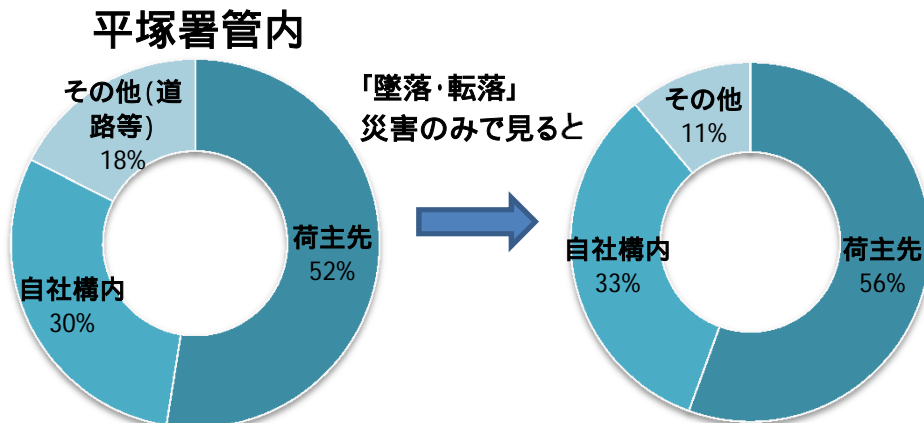
事業場規模別災害発生状況(陸上貨物取扱業)



平成28年に陸上貨物取扱業において発生した休業4日以上 の労働災害を事業場規模別に分類すると、県内・平塚署管内のどちらにおいても道路貨物運送業と異なり、「50人以上」の事業場で5割以上を占めています。

平塚署管内においては、「100人以上300人未満」の事業場の割合が最も多くなっており、県央・県西地域の大規模物流施設の開発が進んでいるなかで、安全衛生管理体制が未整備のまま事業を開始し、非正規労働者に対する安全衛生教育が十分に行われない等の問題が考えられます。

場所別災害発生状況(道路貨物運送業)



平成28年に道路貨物運送業において発生した休業4日以上 の労働災害を災害発生場所で分類すると、荷主先での災害が5割を超えています。

また「墜落・転落」災害に特化して分類すると、荷主先での災害が6割弱となっています。

この傾向は、道路貨物運送業に特有の現象で、道路貨物運送業事業者だけでは荷主先における設備的な対策を講じることは困難であり、荷主と連携・協力して安全対策を講じることが求められます。

厚生労働省では、「[陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン](#)」において、荷主との連携・協力の方法などを示しています。

以下に示す「安全作業連絡書」は、道路貨物運送事業者と荷主が「**陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン**」に基づく取組を実施するに当たり、安全な荷役作業に欠かすことができないものとなっていますので、作成に努めてください。

安全作業連絡書（例）

- ① この安全作業連絡書は、荷の積卸し作業の効率化と安全確保を図る観点から荷主又は配送先の作業環境に関する情報をあらかじめドライバーに提供するためのものである。
- ② この安全作業連絡書は、現在使用している作業指示書とあわせて使用する。

発 地		着 地	
積込作業月日	月 日 ()	取卸作業月日	月 日 ()
積込開始時刻	時 分	取卸開始時刻	時 分
積込終了時刻	時 分	取卸終了時刻	時 分
積込場所	1. 屋内 2. 屋外 1. 荷主専用荷捌場 2. トラクターミナル 3. その他 ()	取卸場所	1. 屋内 2. 屋外 1. 荷主専用荷捌場 2. トラクターミナル 3. その他 ()
積 荷	品 名		
	危険有害性	有・無 ()	
	数 量		
	総重量	kg (kg/個)	
	積付	1. パラ 2. ハレタイズ 3. その他 ()	
積 込 作 業	作業の分担	1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主 運送業者共同	1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主 運送業者共同
	作業人数	名	名
	使用荷役機械	有・無 1. フォークリフト 2. その他 ()	有・無 1. フォークリフト 2. その他 ()
免許資格等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他 ()	免許資格等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他 ()
<u>その他特記事項</u> ※ 作業時には安全靴、保護帽を着用のこと			

荷役5大災害防止の取組とは・・・

独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所における調査等では、トラック運転者が荷主先等で荷役作業中に発生した死亡労働災害を分析したところ、以下の①「墜落・転落」②「荷崩れ」③「フォークリフト災害」、トラックによる④「無人暴走」⑤「後退時の災害」が約80%を占めていることが判明しております。これらを「荷役5大災害」に位置付け、陸運事業者及び荷主等が特に重点的に実施すべき事項を陸運事業者用チェックリスト、荷主等の事業者用チェックリストに分けて自主点検していただき、積極的に荷役災害防止に向けた取組を展開していただきますようお願い申し上げます。

1 「墜落・転落」災害

- ・ 陸上貨物運送事業における労働災害の中でトラックの荷台等からの「墜落・転落」が最も多く発生。
- ・ 67%が「保護帽未着用」で発生。そのうち「高さが2m未満」からの「墜落・転落」が最も多く、もし保護帽を着用していれば死亡災害に至らなかった可能性があります。



2 「荷崩れ」災害

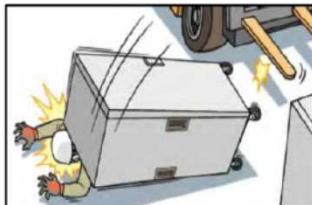
- ・ トラックの荷台等での「荷崩れ」による死亡災害では、「積みおろし時における被災」が「荷崩れ災害」の半数以上を占めており、荷物の固定・固縛が不適切だった例が多く見られています。
- ※ 通常、積みおろし担当者は積付け時の状況が分からないため、積みおろし時の危険を的確に把握できず、その結果災害に至ってしまうケースがあります。



対策 積付け時には、積荷の状態を確認すること(積みおろし配慮)

3 「フォークリフト災害」

- ・ フォークリフトの死亡災害では、フォークリフトのオペレーター（運転手）による不適切な運転操作や、フォークリフトで持ち上げた荷物の荷崩れ、フォークリフトと別の作業員との接触など、オペレーター並びに周辺にいる他の作業員が本来禁止されている行動を取ったことによるものが多いことが判明。



事業者・作業員は次のような対策を講じましょう

- ▶ 作業手順書を作成しましょう
- ▶ 複数の作業員で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置しましょう
- ▶ フォークリフトに係る安全研修を実施しましょう

4 トラックによる「無人暴走」

- ・ パーキングブレーキを使用しなかった、再度ブレーキが緩かったなどで降車したことが大半。



5 トラック「後退時の災害」

- ・ トラック後方にいた被災者がトラックの後退に気が付かなかったものが多い。



※ 詳しくはホームページをご覧ください。

重大な労働災害を防ぐためには

検索

「荷役5大災害」防止チェックリスト（道路貨物運送事業者用）
道路貨物運送事業者としての取組状況を確認しましょう！

（チェック欄記入方法：「○」→実施している。「△」→一部実施している。「×」→実施していない。）

災害の種類	チェック項目		チェック （○、△、 ×の記入）	改善方針等 （問題点とそれに対する改善方針、実施時期等を具体的に明記してください）
共通事項	保護帽の着用	最大積載量が5トン以上のトラックの荷役作業においては必ず保護帽を着用させていますか。		
		上記以外の場合の荷役作業においても保護帽の着用させていますか。		
	耐滑性のある靴の着用	雨天時等滑りやすい状態で作業を行う場合には、耐滑性のある靴（Fマーク）を使用させていますか。		
墜落・転落災害	作業計画の作成等	作業計画、作業手順書を作成し、複数の作業員で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置していますか。		
	作業床等の使用	荷台の上での作業については、あおりに取り付ける簡易作業床や移動式プラットフォーム等を使用するなどし、荷台のあおりに乗っての作業を避けさせていますか。		
	昇降設備の使用	荷台への昇降設備を用意し、最大積載量が5 t以上のトラックの荷台への昇降は、昇降設備を使用させていますか。		
		最大積載量が5 t未満のトラックの荷台への昇降についても、昇降設備（踏み台等の簡易なものでもよい。）を使用させていますか。		
荷や荷台上での作業	荷や荷台の上で作業を行う場合は、荷台端付近で背を荷台外側に向けないようにし、後ずさりさせないようにしていますか。不安定な荷の上では移動させないようにしていますか（一度地面に降りて移動すること）。			
	安全帯の使用	安全帯を取り付ける設備がある場合は、安全帯を使用させていますか。		
荷崩れ	作業計画の作成等	作業計画、作業手順書を作成し、複数の作業員で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置していますか。		
	適切な荷付けの実施	積付けの際、積みおろしを行う労働者が安全に積みおろしができるよう配慮した積付けを行い、適切な固定・固縛を行わせていますか。		
	走行中の荷への配慮	荷崩れに繋がりがやすい荒い運転（急制動、急発進、急旋回等）をさせないようにしていますか。トラックで輸送中、適宜停車時に積荷の固定・固縛方法を点検させていますか。		
	荷下ろし時の配慮	ロープ解きの作業、シート外しの作業、荷台のあおりやウイングを動かす場合、荷室扉を開ける場合は、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に行わせていますか。		
	教育の実施	荷の固定・固縛方法に係る教育を実施していますか。		

フォークリフト使用時	作業計画の作成等	作業計画、作業手順書を作成し、複数の作業員で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置していますか。		
	適切な資格者による運転	フォークリフトの運転は、最大荷重に合った資格を有している労働者に行わせていますか。		
		フォークリフトの操作に慣れていない場合は、一定期間は指導者の指導の下で作業を行わせていますか。		
	用途外使用の禁止	フォークリフトの用途外使用（人の昇降等）、運転席からの身の乗り出し等の危険な行為をさせないようにしていますか。		
	安全な運転	停止、急旋回を行わせないこと。バック走行時には、後方（進行方向）確認を徹底させていますか。		
	走行場所の区分	自社の施設内にあつては、フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分していますか。		
無人暴走	作業手順の作成	トラックの停車、ドライバーの降車、トラック内での待機について、作業手順を定めていますか。		
	逸走防止措置の実施	降車時には必ず逸走防止措置（①パーキングブレーキ→②エンジン停止→③ギアロッカー→④輪止めの4点セット）を実施させていますか。		
	逸走時の措置	万一、トラックが動き出したときは、止めようとして、運転席に乗り込もうとすることは厳禁とし、周囲への警告を発せさせるようにしていますか。		
	降雪・凍結時の配慮	降雪・凍結した坂道（わずかな傾斜も含む）では、原則として停車させないようにしていますか。		
トラック後退時	確実な後方確認の実施	トラックの後方の状況が十分確認できない場合は、トラックを後退させないようにしていますか。		
	後退誘導による後退時の配慮	後退誘導担当者がある場合、誘導担当者が目視できる状態で後退を行い、声や笛などの音声のみで後退の可否を判断させないようにしていますか。		
	後退警告音	原則として、後退警告音の音量は下げないようにしていますか。やむを得ず下げる場合は、バックモニター等その他の安全対策を併用させるようにしていますか。		
	誘導員の配置	自社の施設内にあつては、誘導員を配置し、トラックを安全に誘導させていますか。		
	走行場所の区分	自社の施設内にあつては、トラックの走行場所と歩行通路を区分していますか。		

※ 上記の事項のほか、荷役作業時に陸運事業者が実施すべき総合的な実施事項が、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に定められています。本ガイドラインに基づき一層の取組をお願いします。詳しくは、以下HIPを参照されるか、神奈川労働局、各労働基準監督署にお尋ね下さい。

※ チェックリストの記入要領は、神奈川労働局ホームページに掲載しておりますので、参考にしてください。

※ <http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/131017.pdf>

「荷役5大災害」防止チェックリスト（荷主用）
荷主としての取組状況を確認しましょう！

（チェック欄記入方法:「○」→実施している。「△」→一部実施している。「×」→実施していない。）

災害の種類	チェック項目		チェック (○、△、× の記入)	改善方針等 (問題点とそれに対する改善方針、実施時期等を具体的に明記してください)
共通事項	保護帽の着用	荷役作業を行っている陸運事業者の労働者が保護帽を着用していない場合、着用を呼びかけていますか。 <u>(事前に陸運事業者との間で取り決め等をしておくことが望まれる)</u>		
墜落・転落災害	安全に使用できる設備の設置	荷主等が管理する施設において、プラットホーム（移動式のものを含む。）、墜落防止柵・安全ネット、荷台への昇降設備等の墜落・転落防止のための施設、設備を用意していますか。		
荷崩れ	安全なパレットの提供	荷主等が用意したパレットについて、崩壊・倒壊、踏み抜き等のパレットの破損による労働災害を防止するため、パレットの破損状況を確認し、破損している場合は交換していますか。		
フォークリフト使用時	適切な資格者による運転	陸運事業者の労働者にフォークリフトを貸与する場合は最大荷重に合った資格を有していることを確認していますか。 荷主等の労働者が運転するフォークリフトにより、陸運事業者の労働者が被災することを防止するため、荷主等の労働者にフォークリフトによる荷役作業に関し、必要な安全教育を行っていますか。		
	構内使用ルールの作成・掲示	荷主等の管理する施設において、構内におけるフォークリフト使用のルール（制限速度、安全通路等）を定め、労働者の見やすい場所に掲示していますか。		
	安全設備の設置等	荷主等の管理する施設において、構内制限速度の掲示、通路の死角部分へのミラー設置等を行うとともに、フォークリフトの運転者にこれらを周知していますか。		
	走行場所の区分	荷主等の管理する施設において、フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分していますか。		
	無人暴走	降雪・凍結時の配慮	荷主等の管理する施設において、トラック駐車場所に傾斜があり、降雪・凍結等によりトラックの滑走のおそれがある場合は、駐車場所を変更するか、除雪を行うようにしていますか。	
トラック後退時	誘導員の配置	荷主等の管理する施設において、誘導員を配置し、トラックを安全に誘導するようにしていますか。		
	走行場所の区分	荷主等の管理する施設において、トラックの走行場所と歩行通路を区分していますか。		